

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人と動物との共生社会推進懇話会				
事務局 (担当課)		生活衛生課 電話042-769-8347(直通)				
開催日時		令和元年12月20日(金) 午後2時~3時30分				
開催場所		ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室				
出席者	委員	9人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	6人(保健所長、生活衛生課長、他4人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 あいさつ 2 委員紹介 3 議事 (1) 相模原市人と動物との共生社会推進懇話会設置要綱について (2) 会長及び副会長の選任 (3) (仮称)動物愛護センターの基本構想について 4 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 あいさつ
保健所長

2 委員紹介

3 議事

(1) 相模原市人と動物との共生社会推進懇話会設置要綱について
事務局から資料に基づき説明。

(2) 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に植竹勝治氏、副会長に田沼透氏が選任され、選任後会長の進行により議事が進められた。

(3)(仮称) 動物愛護センターの基本構想について

事務局から資料に基づき説明。

神奈川県へ犬の抑留等を委託していることに関して、年間の委託費と委託内容、各委託事務に係る金額はいくらか。

予算額として、年間 280 万円を確保しており、狂犬病予防法に基づく抑留及び処分、所有権放棄による措置を委託している。委託料は、狂犬病予防法に基づく返還 107,800 円/頭、譲渡 112,249 円/頭、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく所有権放棄の場合は犬 22,482 円/頭、猫 22,881 円/頭となっている。

○(仮称) 動物愛護センター(以下、「センター」という。) の設置場所について、決定しているのか。

具体的には決まっていない。

○設置場所が重要である。横浜市では、当初子どもの情操教育等にも使用することを予定してセンターを設置したが交通の便が悪いため、利用率が上がらない状況である。犬の収容頭数が減っているのはいいことだが、センターへどのように集客するかが課題となっている。

○広島県では、土地は県の所有ではあるが、PPPによりペットカフェ等の用途を含め、設計・建築まで民間で行っている。

○複合施設となると広い駐車場が必要である。神戸市では公園内にセンターがある。

- 動物だけの施設と考えると、設置は難しいと思う。人に対する普及啓発をいかに絡めていくかが重要である。
- 譲渡会については、平日だけでなく土日にも開催するなど、市民目線で行うべきである。センターの整備の際は、地域猫の活動拠点として必要な機能も含めて検討してほしい。
- 近年、入院等飼い主都合による一時的な保護依頼が増えているが、行政では所有権放棄以外の理由の動物は収容できず、収容先に苦慮する事例が増えている。センター設置に際しては、所有権放棄以外の一時保護をどうするか、検討してほしい。
- 高齢者で、ペットを飼いたくても年齢を考慮すると終生飼養は難しいという理由で飼わない人に対して、一時預かり制度を設け譲渡動物を貸与するなど、終生飼養を目的とした譲渡だけでなく、譲渡動物が循環できる仕組みを考えてほしい。
- ボランティアが相談者と個人的にやり取りをすると、その後も直接ボランティア個人に連絡が来ることになり、負担が増加する。行政が間に入り窓口となるよう、検討してほしい。
- 本懇話会を通じて市で猫の相談会を開催していることを知った。現在は決まった日程で開催しているが、随時相談できるように検討をしてほしい。また、高齢者等へ対策が重要であれば、民生委員の常任理事会等で動物のことについて説明してはどうか。
- 厚生労働省から、福祉関係部署との連携について話があり、東京都などでは混合介護という新しい取り組みを始めていると聞いた。
- 普及啓発のための拠点における人材育成とは何を意図しているのか。人材育成と言っても動物愛護推進員や、教育関係者等様々な方向性があり、誰を対象とするのか交通整理が必要である。
- 相模原市には動物愛護推進員以外にも人と猫との共生社会支援サポーター制度があり、動物愛護精神の普及啓発の一環として実施している。
他市では、センターの機能として市民や小学生等に対する動物愛護精神の普及啓発を行っていると聞く。これらも視野に入れて検討したい。
- 小学校でのレクチャーはとても重要で、子どもの頃に動物との接し方を教えることがとても必要である。センターの有無にかかわらず、進めてほしい。
- 兵庫県にはリーディングプログラムというのがある。小学生にセンターに来てもらうためには、立地が重要である。センターは苦情等の問題もあって市街地から遠くに設置することが多いが、できるだけ住宅地に近いところが良い。
- 今年に入って高齢者から犬を飼えなくなったという相談を受けたが、犬につ

いても相談窓口を設置してほしい。

- 高齢者等死後に残された動物について相談を受けることがあるが、死後だと煩雑な手続きが必要となるため、生前から相談できる窓口が欲しい。
- 動物の路上死体の収容について、センターで情報を一元管理してほしい。昨年までは、清掃局が路上死体の特徴、数等の情報を収集し、市民が問い合わせると所有動物の死亡等が確認出来ていたが、本年度から全く情報の収集をせず、ただ回収して焼却するだけになってしまった。動物愛護精神の衰退である。
- 猫の路上死体数は、野良猫の生息数と関連しているという研究があり、市で実施している野良猫の不妊去勢手術に対する助成や地域猫活動による野良猫減少の効果指標や終生飼育の確認指標ともなる。
- 路上死体の飼い主把握については、マイクロチップの導入により確認が容易になるかと思うが、マイクロチップを読み取らなければならないため、警察や収集所等、マイクロチップリーダーの設置の問題も出てくる。
- 飼い主把握だけでなく、数の把握も大切である。担当部署に対してぜひ従来通り情報収集及び回収数の計測を実施するよう働きかけてほしい。
- ペット用ケージはどのくらい備蓄してあるのか。
大中小合わせて約 300 台を備蓄している。
- 横浜市では獣医師会と契約を結び、各動物病院に 3、4 台を置いている。
- 一般家庭のケージは持ち運び等に不便なものが多く、折り畳み式金属ケージがない家庭も多く、避難時の利便性も考慮すると折り畳みケージのほか、布製のケージサークルの用意も案内している。

4 その他

事務局から、ペットの防災及び同行避難に関することについて資料に基づき説明。

- 今回の台風第 19 号による避難の際、事前に鹿島台小学校で避難訓練を行ったことで、当該小学校がペットの同行避難が受け入れ可能と思った市民が、ペットを連れて避難してきて断られるという事案が発生した。鶴園小、大野南公民館でも同様事例が起きており、同行避難訓練を実施する際には、実際の災害の際に受け入れ可能な施設を選定するなど配慮が必要であると思われる。
- 今回の訓練を噂で知り動いた人もいるのかもしれない。訓練は小学校の好意により実施できたことであるため、このようなトラブルがあると、次回の訓練開催に影響するのではないか。

- 今回、同行避難を拒否された小学校において、教育委員会から、動物アレルギーの問題があるため渡り廊下でも動物を置くことも認められないと言われたと聞いている。統一の認識と、担当者間の情報共有が必要である。また、アレルギーの問題については、教育委員会と協議が必須であり、避難所運営マニュアルを作成している危機管理室、運営協議会等、横のつながりを持った話し合いをしてほしい。
- 災害対策については、動物関係の部署も入るべきである。横浜市では災害対策検討会議に動物関係の職員も参加してお互いの意思疎通を図っている。また、人の避難所とは全く別に、動物と同行避難できる避難所をゴルフ場等と提携している。
- 本市の避難所運営マニュアルは平成 28 年から暫定版のまま変更されていない。また、マニュアル自体も厚くパッと見て分かるものではない。
- 避難場所に小学校等が指定されているが、学校の校庭は河川の氾濫対策として、一旦雨水が校庭の地下に浸透する構造になっている。そのため、一時的に校庭は水たまりになるので風水害の場合、避難場所としては物理的に適していない。
- 大震災等の際に開設される避難所については、自治会のボランティアが避難所運営協議会を立ち上げて運営する規定となっており、日ごろから避難所運営マニュアルに基づきペットの同行避難も含め対応を訓練しているが、風水害の場合に開設される避難場所は、ダイレクトに市職員が開設、運営するため、避難所運営協議会の訓練が生かされない。
- 今回の台風では避難場所として、備蓄倉庫のない施設も開設された。避難者の中には、ペットどころか自分の食料さえ持たずに避難してくる方もいる。どのような場所が、現実的に避難所に適しているのか検討する必要がある。
- センターは災害拠点となると思うが、実際にセンターまで避難できるかという問題やセンターだけでは収容しきれないため、現実的に複数の避難所が必要であると考える。

その他、委員から次のとおり意見があった。

- 神奈川県で、飼い主都合により犬と猫を緊急保護したが、その後飼い主が、勝手に収容したと主張し、保管費用を支払わず、さらに自分が望む数の動物のみを引き出すという事例があった。
- また、横須賀市では、多頭飼育崩壊のため行政とボランティアが当該猫を収容したが、飼い主が所有権放棄せず、譲渡ができずにその処遇に苦慮する事例があった。

市においても、このような事例があった際の対応を検討し、なるべくボラ

ンティア頼りにならないようにしてほしい。

○ドイツ等では多頭飼育崩壊は精神的疾患の一種として認定されて、法律的に強制力を持って引き取れる制度がある。多頭飼育崩壊等については、法整備も必要である。

以 上

相模原市人と動物との共生社会推進懇話会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	植竹 勝治	学校法人麻布獣医学園 麻布大学	教授	出席
2	田沼 透	一般社団法人 相模原市獣医師会	獣医師	出席
3	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長	出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長	出席
5	大木 恵	相模原市自治会連合会	理事	出席
6	大貫 栄	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	福祉推進課 市民活動係長	出席
7	石丸 雅代	たんぼぼの里	代表	出席
8	山本 和子	相模原市動物愛護推進員		出席
9	川久保 真由美	相模原市動物愛護推進員		出席